

令和8年3月30日
福 祉 局

「東京都障害者情報コミュニケーション条例デジタルブック —たぐさんのことばでつながるために—」を公開

都は、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」を制定し、令和7年7月1日に施行しました。

この度、条例の趣旨を踏まえ、さまざまな障害の特性やコミュニケーション手段、店舗や教育現場など色々な場面での配慮事例について分かりやすく紹介するデジタルブックを作成しましたので、ぜひ御覧ください。

1 公開について

(1) 公開日時

令和8年3月30日（月曜日）

(2) 公開先

福祉局ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/jouhoukomyunikeshon_jourei



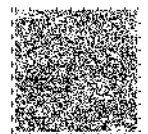
(3) 公開媒体

デジタルブック形式及びPDF形式で掲載しています。



2 主な内容

- ・東京都障害者情報コミュニケーション条例について
- ・さまざまな障害特性について
- ・さまざまなコミュニケーション手段・ツールについて
- ・意思疎通支援者について
- ・さまざまな場面での配慮事例
- ・教育機関・職場における取組事例の紹介
- ・QA





「さまざまな障害特性について」を記載しているページ



「さまざまな場面での配慮事例」を記載しているページ

「東京都障害者情報コミュニケーション条例」について

都は、都、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現に資することを目的として、本条例を制定しました。

詳細は以下の福祉局ホームページを御参照ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/jouhoukomyunikeshon_jourei



【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部企画課意思疎通支援担当

電話 03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

メール S1140701@section.metro.tokyo.jp

